

鳥取県立米子高等学校 部活動に係る方針

令和7年4月9日

I 目標

- 1 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- 2 【鳥取県運動部活動の在り方・文化部活動の在り方に関する方針】を遵守する。
- 3 各顧問が、各部活動の活動計画を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- 4 各顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

II 活動内容

- 1 加入について
原則、いずれかの部活動に入部する。
- 2 休養日について
原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。
- 3 活動時間について
原則として、学期中は長くても平日は3時間程度、休業日は4時間程度とする。
(朝練習を行う場合も、活動時間に含む)
- 4 参加大会について
原則として、県高体連・県高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会については、本方針を踏まえ、校長が許可した場合に参加を認める。
- 5 その他について
原則として、定期考査の1週間前(土日含む)及び定期考査期間中(最終日を除く)は、部活動をおこなわない。
長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

III 各部の運営について

- 1 体罰等や不適切な指導について
部活動顧問・部活動指導員・外部指導者は、いかなる理由があっても、体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないという認識を持ち、体罰等や不適切な指導が無い指導に徹する。
- 2 保護者等との連携・協力について
年度当初に、保護者等に対して、指導方針・活動計画・休養日・活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
必要に応じて保護者会等を開催する。
- 3 熱中症等の事故防止について
「熱中症予防運動方針」等を参考に、猛暑の中での活動を控えるなど、適切な対応をとるように努める。